

千葉市地域防災計画

災害応急対策編

第3章 大規模事故災害対策計画

平成26年3月修正

千葉市防災会議

第3章 大規模事故災害対策計画

修正年月 平成26年3月（平成26年4月1日施行）

目 次

[災害応急対策編]

第3章 大規模事故災害対策計画

第1節 応急活動体制	大 1
第1 大規模事故等災害警戒本部の設置	大 1
第2 市(区)災害対策本部の設置	大 2

【事故災害種別対策】

第1節 大規模火災対策計画	大 3
第1 基本的な考え方	大 3
第2 予防計画	大 3
第3 応急対策計画	大 8
第2節 危険物等災害対策計画	大 15
第1 基本的な考え方	大 15
第2 予防計画	大 15
第3 応急対策計画	大 17
第3節 海上災害対策計画	大 22
第1 基本的な考え方	大 22
第2 予防計画	大 23
第3 応急対策計画	大 26
第4節 航空機災害対策計画	大 30
第1 基本的な考え方	大 30
第2 予防計画	大 30
第3 応急対策計画	大 31
第5節 鉄軌道災害対策計画	大 34
第1 基本的な考え方	大 34
第2 予防計画	大 34
第3 応急対策計画	大 34
第6節 道路災害対策計画	大 41
第1 基本的な考え方	大 41
第2 予防計画	大 41
第3 応急対策計画	大 42
第7節 放射性物質事故対策計画	大 45
第1 基本方針	大 45
第2 放射性物質事故の想定	大 45
第3 放射性物質事故予防対策	大 45
第4 放射性物質事故応急対策	大 47
第5 放射性物質事故復旧対策	大 51

第3章 大規模事故災害対策計画

節	計 画 名	ページ
1	応急活動体制	大 1

第1節 応急活動体制 【全局区等】

第1 大規模事故等災害警戒本部の設置

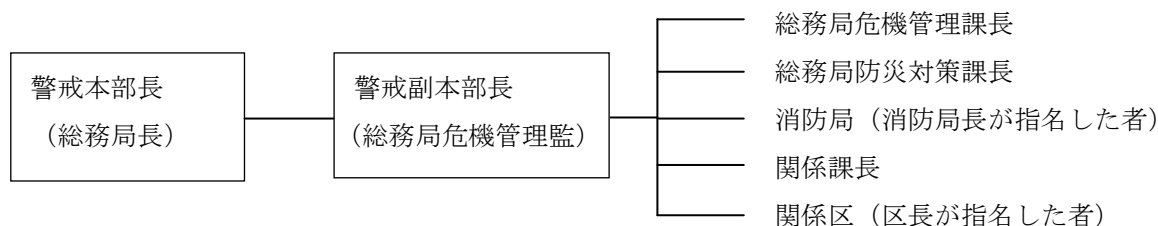
市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市（区）災害対策本部の設置までに至らない場合は、関係局区が連携し応急活動を実施するため大規模事故等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し対応する。

1 警戒本部設置基準

- (1) 大規模事故災害により、相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害で、市災害対策本部の設置に至らないとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 構成局区及び警戒本部長等

警戒本部の構成は、総務局、消防局、関係区及び災害種別、規模に応じた関係局とし、警戒本部長は総務局長、警戒副本部長は総務局危機管理監とする。



3 設置場所及び事務局

警戒本部の設置場所は、総務局危機管理監が指定する場所に設置とする。

なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を総務局（危機管理監）に置く。

4 所掌事務

警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 防災関係機関等からの情報収集
- (3) 初期緊急応急対策計画の検討・実施
- (4) 計画を実施するための適切な配備体制の検討
- (5) その他市長からの特命事項

5 警戒本部の廃止

警戒本部長（総務局長）は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を解散する。

第2 市（区）災害対策本部の設置

市長は、下記の災害対策本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の規定及び千葉市災害対策本部条例に基づき、千葉市災害対策本部（以下「本部」という。）及び区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

1 市（区）本部設置基準

(1) 市長は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり総合的な応急活動を必要とするときは、市（区）本部を設置することができる。

(2) 区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のため必要があると認めたときは、本部が設置されていない場合においても、区本部を設置することができる。

この場合において、区本部長（区長）は、区本部の設置について速やかに本部長（市長）に報告する。

2 設置場所

本部長（市長）は、防災対策活動を推進するために必要と認めたときは、本部長（市長）が指定する場所に本部を設置するとともに、各区役所庁舎に区本部を設置する。

3 本部の廃止

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、災害が発生する危険が解消したと認め、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部又は区本部を廃止する。

4 本部の組織等

災害対策本部の配備体制等については、本編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

【事故災害種別対策】

節	計 画 名	ページ
1	大規模火災対策計画	大 3
2	危険物等災害対策計画	大 15
3	海上災害対策計画	大 22
4	航空機災害対策計画	大 30
5	鉄軌道災害対策計画	大 34
6	道路災害対策計画	大 41
7	放射性物質事故対策計画	大 45

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本的な考え方

大規模火災は、高層建築物（デパート等含む）や密集市街地における延焼拡大による大規模火災を想定しており、このような火災が発生した場合には、多数の死傷者等が発生するおそれがあるため、総合的な予防計画と出火時における被害軽減を図るための応急対策を定める。

また、地形・水利等の関係から通常の火災と異なり広範囲な火災のおそれがある林野火災についても、計画に定める。

第2 予防計画

1 建築物の不燃化促進 【都市局、施設所管局区等】

(1) 公共建築物の不燃化の促進

ア 公共建築物については、耐震耐火建築物として建築する。

イ 庁舎及び多数の市民が利用する施設、市民の避難所となる学校等の施設、福祉施設等の公共建築物は建替や改築計画との整合性を図り、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震耐火性を考慮した改修等を推進する。

(2) 市営住宅等の耐震不燃化促進

市営住宅等のうち、老朽化した木造住宅、準耐火構造住宅をはじめ、狭小化、老朽化した耐火構造住宅などについては、公営住宅法に基づき居住環境及び都市防災性能の向上を図るため、耐震耐火建築とした公営住宅の建替を促進する。

(3) 一般建築物の不燃化の促進

ア 新築建築物に対しては、建築基準法による耐震耐火基準に基づき、適切な設計、施工の建築指導を行い、耐震耐火性の向上を図る。

イ 都市の不燃化及び建築物の安全性を確保するため、「住宅金融支援機構法」による融資制度等により、共同住宅、寄宿舍、一般個人住宅等を耐震耐火建築物とするよう指導し、不燃化を促進する。

2 都市の防火構造化の促進 【都市局、建設局】

大規模火災による人的及び物的被害を軽減するため、避難機能や延焼防止機能を充実することなどにより、市街地を災害に強い都市構造へと段階的に改善していくことが必要不可欠である。

このため、次の対策を中心とした都市の防災構造化を推進する。

(1) 避難場所・避難路等の整備

大規模火災等による市街地大火から生命・身体を守るため、避難機能の確保に努めることとし、幹線道路や公園緑地等の都市の骨格を形成する施設の整備を一層促進する。

(2) 延焼遮断帯等の整備

延焼危険性のある建築物が連続した市街地等については、火災の延焼拡大を防止するとともに避

難機能を確保するため、延焼遮断帯等を適切に配置することが必要である。

このため、火災の延焼防止機能、災害時の避難路機能及び被災地への物資等運搬のための緊急輸送機能等を有している幹線道路等の整備を推進するとともに、街路樹等については、耐火性樹種の植樹に努めるほか、これら都市施設周辺の建築物の不燃化を促進する。

さらに、公園緑地等の整備により市街地の防災機能の向上を図る。

(3) 防火・防災区画の整備

地区の安全性を向上し火災発生を抑制するため、面的な整備手法である土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、^{きょうあい}狭隘な道路に面して建て込んだ老朽木造住宅等による延焼危険度が高い市街地について更新を図る。

なお、これら面的整備事業の適用が困難な地区については、協調建替や共同建替を促進させるほか、防災機能を重視した生活道路整備の計画化・事業化を進める等、地区の安全性の向上に資する各種事業を重層的に活用することなどにより、地区の防災性の向上に努める。

(4) 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定状況は、以下のとおりである。

延焼危険度が高い地区など緊急性の高い地区については、今後、都市防災総合推進事業等の制度の活用により不燃化率の向上に努める。

防火地域及び準防火地域の指定状況（平成24年度末現在）

指定区分	地区名	面積計
防火地域	中心部、土気地区、浜野駅東口地区及び幕張新都心の一部	280ha
準防火地域	商業地域及び近隣商業地域で防火地域に指定されている以外の地域と、幕張新都心・蘇我副都心地区の一部	805ha

(5) まちづくり関連情報等の整備

市民による自主的なまちづくり活動等について支援を検討するほか、災害に強いまちづくりのための資料や図書等の情報整備に努める。

3 高層建築物等の防火対策 【都市局、消防局】

高層建築物は、火災発生時に避難及び火災防衛活動に困難をきたすことから消防法等の設置基準に基づき消防用設備等を設置し、発災時に消防設備等が正常に機能するよう体制を整備し、消防訓練を実施する。

これらの業務を適切に実施するため、防火管理者を定め防火管理業務を適切に実施する。

なお、防災センターを有する防火対象物は、総合操作盤等の消防用設備の操作及び災害対応行動がとれるよう、自衛消防業務に従事する職員に講習を受講させる。

また、管理権原が分かれる防火対象物は、防火管理業務及び自衛消防活動等が一体的にできるよう、各管理権原者による共同防火管理協議会を設置して協力体制を確立するとともに、防火対象物の実態に即した防火管理ができるよう協議の上、決定し実行する。

協議すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防火対象物の管理について、権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運営に関すること
- (2) 共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること
- (3) 統括防火管理者の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること
 ※統括防火管理者
 政令で定める防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、防火対象物の全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者
- (4) 防火対象物全体に渡る消防計画の作成並びにその計画に基づく消火通報避難の訓練の実施に関すること
- (5) 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防災区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- (6) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- (7) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること
- (8) その他共同防火管理上必要な事項

4 市民等の防火・防災体制の強化 【総務局（危機管理監）、市民局、都市局、消防局、市民、事業者、日本赤十字社千葉県支部】

大規模火災を未然に防止するとともに、出火時における適切な対応により被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりの防火・防災知識を高めていくことが必要である。このため、下記により市民等への防火・防災意識の普及・啓発に努めていく。

(1) 防火・防災意識の普及・啓発

各種メディア、広報誌等を活用し、市民に対し防火・防災意識を普及・広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち防火意識の向上と地域自主防火活動への積極的参加を進める。

ア 市政だより・みどり千葉・啓発冊子やビデオ等による防災知識の普及を図る。

イ 講演会、講習会等による防災知識の普及を図る。

ウ インターネット等各種マスメディアを活用し防災知識の啓発を図る。

エ 春・秋の火災予防週間及び山火事予防週間を中心にポスター・看板等を掲示し、火災予防に対する啓発を図る。

オ 連続放火火災発生時には、発生状況等の情報を市民に提供する。

市は、地域が一体となり「放火させない、放火されない、放火されても大事に至らない」防災体制づくりに努める。

(2) 初期消火技術等の指導

被害の防止又は軽減を図るため、市民に対し、初期消火、避難誘導、救出など防火活動が組織的に行えるよう指導する。

(3) 応急手当の普及

適切な応急手当は、傷病者の救命効果を向上させる上で重要なことから、応急手当の方法等について、講習・防災訓練等を通じ、知識及び技術習得の指導を行う。

(4) 地域における防災・防火対策の推進

自主防災組織の結成を引き続き促進するとともに、町内自治会や自主防災組織等に対して、防災訓練等を通じ、災害時に的確に防災活動ができるよう指導・助言を行う。

また、事業者は、自主的な防災組織の編成に努め、周辺地域の市民と連携・協力して地域の安全に積極的に寄与する。

5 森林所有者等の防火対策 【経済農政局、消防局、森林所有者】

(1) 伐採の励行

森林所有者は造林にあたっては、消火活動に資するため、枝打ち・間伐・伐採などの励行を図る。

(2) 下草処理の強化

森林所有者は火災による延焼防止を図るため、下草刈りを実施する。

(3) 巡回監視

市は、市内の森林地域を適宜巡回する。

6 火災予防査察 【消防局】

各事業所等における火災発生危険、火災発生時の人命危険及び延焼拡大を防止するため、年間査察計画を作成し計画的に実施する。

7 警戒広報の実施 【消防局】

(1) 火災警報

千葉県火災予防条例に基づく、火の使用制限に係る警戒広報を実施する。

(2) 異常気象注意報

千葉県火災予防条例に基づく、火の使用制限に係る予防・警戒広報を必要により実施する。

8 火の使用制限等 【消防局】

(1) 火災予防条例による火の使用制限

ア 一定の場所における喫煙・たき火等の制限

劇場、映画館等の舞台・客席や百貨店・スーパーマーケット等の売り場及び文化財等での喫煙の制限や可燃性の物品その他可燃物の近くにおけるたき火の禁止などを規定し、これを遵守するよう指導する。

イ 火災に関する警報発令中における火の使用制限

火災に関する警報が発令された場合の火の使用について下記事項を遵守するよう指導する。

(ア) 山林、原野等において火入れをしない。

(イ) 煙火を消費しない。

(ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしない。

- (エ) 屋外においては、可燃性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない。
- (オ) 残火、取り灰又は火の粉を始末する。
- (カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入り口等を閉じて行う。

(2) 火入れ許可制の励行

火入れの許可を受けようとする者に対し、森林法及び火入れに関する条例を遵守するよう指導する。

9 火災に係る立入検査 【消防局】

消防局長は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

＜立入検査の主眼点＞

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、千葉県火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、千葉県火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、千葉県火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、千葉県火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

10 多数の者を収容する建築物の防火対策 【消防局】

(1) 防火管理者及び消防計画

消防局長は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防局長は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

1.1 文化財の防火対策 【消防局、教育委員会】

文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到的な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

1.2 消防組織及び施設の整備充実 【消防局】

市は消防職員・団員の確保に努める。

市は県の情報提供等の支援を受け消防組織の充実強化を推進する。

第3 応急対策計画

【総務局（危機管理監）、消防局、消防団、保健福祉局、病院局、各区、県警察 ※森林火災時は経済農政局、市医師会等、森林組合、ガス事業者、東京電力、交通事業者、危険物・有毒物等取扱施設管理者】

市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

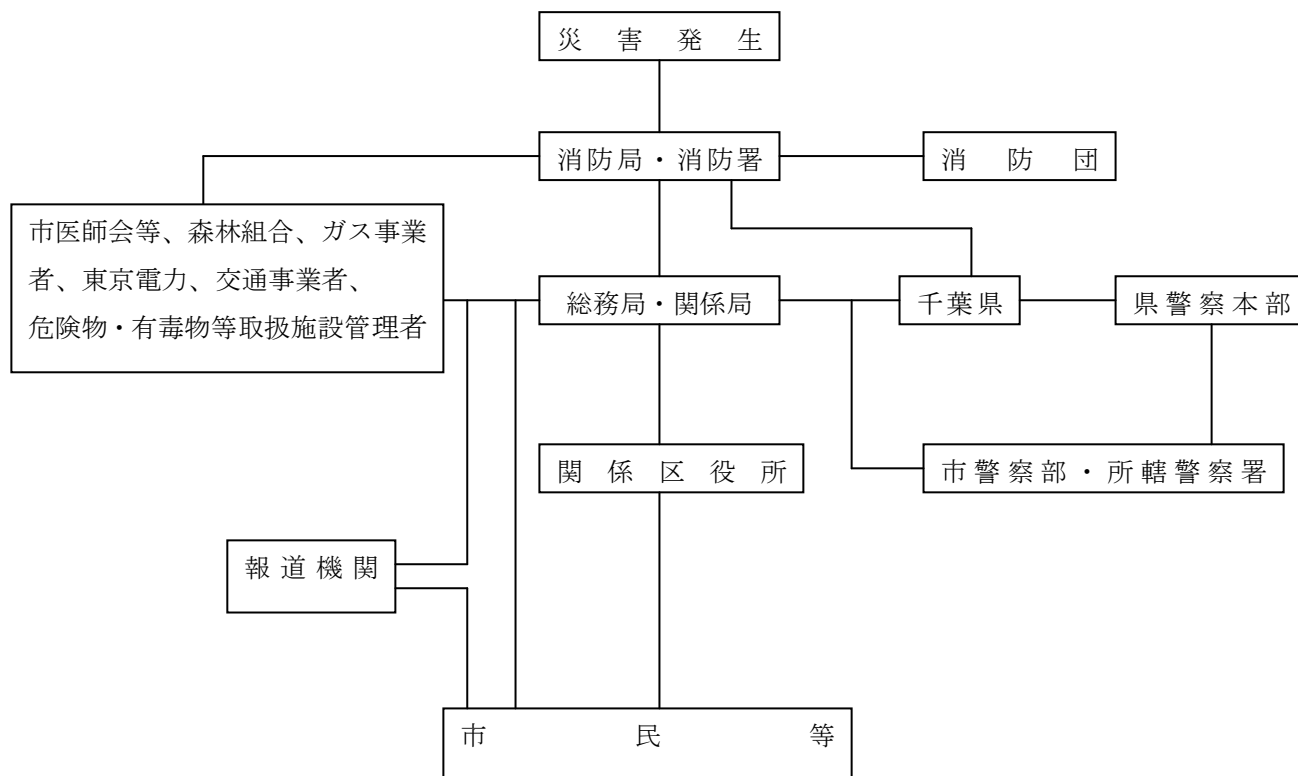
また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

1 情報の収集・伝達 【総務局、消防局、各局等、県警察】

(1) 大規模火災における情報連絡系統の原則

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は次のとおりである。



(2) 気象情報の収集・伝達

火災の拡大の要因となる、強風・乾燥注意報及び暴風警報等の情報収集を行い、消火活動・避難誘導等に活用する。

ア 強風注意報

強風による被害が予想される場合に注意を喚起する予報
(平均風速が陸上 13 m/s 以上、海上 15 m/s 以上)

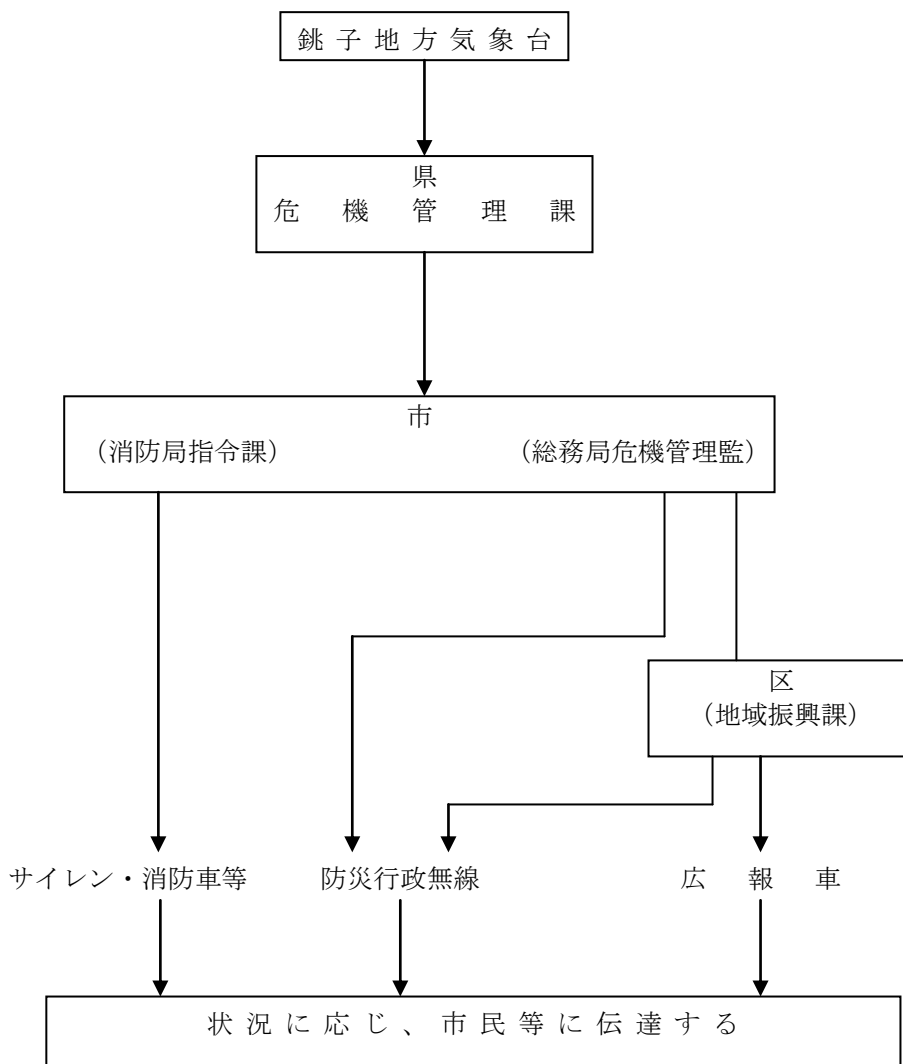
イ 乾燥注意報

空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合に注意を喚起する予報
(最小湿度 30%以下で 実効湿度 60%以下)

ウ 暴風警報

暴風による重大な災害が予想される場合の警報
(平均風速が陸上 20 m/s 以上、海上 25 m/s 以上)

エ 収集体制系統



2 消防活動 【消防局】

消防部長（消防局長）は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

本部長（市長）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

(1) 災害対策本部等の設置

消防部長（消防局長）は、大規模火災及び大規模事故災害が発生したときは、直ちにその旨を本部長（市長）へ報告するとともに、消防局に「消防対策本部」、各消防署に「方面指揮本部」を設置し、情報・連絡体制をとる。

(2) 応急活動体制

ア 消防局（署）配備体制

災害規模に応じた消防部隊の増強を図る。

イ 情報連絡体制の確立

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を消防隊及び航空隊等により、収集するとともに被害規模に関する概括的情報について必要な関係機関への連絡通報を行う。

(3) 警戒区域の設定

ア 火災警戒区域

事故等により火災が発生するおそれが大きく、又は火災が発生し、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、警戒区域を設定し、設定した区域における火気の使用の禁止及び応急対策従事者以外の者の立入りを制限若しくは禁止したり、当該区域からの退去を命じることができる。

イ 消防警戒区域

火災現場における活動の確保を図るため、警戒区域を設定し、設定した区域内における応急対策従事者以外の者の立入りを制限若しくは禁止したり、当該区域からの退去を命じることができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
消防局長・消防署長	火 災	事故等により火災のおそれが著しく大きいとき（火災警戒区域）	消防法第 23 条の 2
消防吏員・消防団員	水災を除く災害全般	災害現場における活動確保を主目的に設定（消防警戒区域）	消防法第 28 条・36 条第 7 項

(4) 消火活動

災害出動計画表に基づき、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

災害出動計画表

	第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
普通火災	署指揮統制車 1隊 消防車 6隊 救助工作車 1隊 救急車 1隊	第1出動車両 + 消防車 4隊 ヘリコプター1機	第2出動車両 + 消防車 4隊	第3出動車両 + 消防車 4隊
中高層建物火災	第1出動車両 + 梯子車 2隊 ヘリコプター1機	第2出動車両 + 必要数の梯子車を 特命出動	第3出動車両 + 必要数の梯子車を 特命出動	第4出動車両 + 必要数の梯子車を 特命出動
危険物火災	第1出動車両 + 化学車 3隊	第2出動車両 + 化学車 5隊 ヘリコプター1機	-	-

	特別第1出動	特別第2出動
石油コンビナート等 特別防災区域火災	梯子車・高所放水車 3隊 署指揮統制車 1隊 消防車 8隊 化学車 3隊 原液搬送車 2隊	救助工作車 1隊 救急車 1隊 消防艇 1隊 ヘリコプター 1機
		特別第1出動車両 + 消防車 4隊 梯子車 2隊 化学車 2隊

	危険物第1出動	危険物第2出動
高速道路等 危険物出動	署指揮統制車 1隊 消防車 4隊 化学車 3隊 救助工作車 1隊 救急車 1隊 ヘリコプター 1機	第1出動車両 + 消防車 2隊 化学車 2隊

	NBC災害特別第1出動	NBC災害特別第2出動	NBC災害特別第3出動
NBC災害特別出動	署指揮統制車 1隊 特殊災害対応車 1隊 消防車 5隊 救助工作車 1隊 支援車 1隊 呼吸器充填車 1隊 救急車 1隊	NBC災害特別第1出動車両 + 消防車 3隊 救急車 4隊 救助工作車 1隊	NBC災害特別第2出動車両 + 消防車 2隊 救急車 6隊 救助工作車 1隊

	救急特別第1出動	救急特別第2出動	救急特別第3出動
救急特別出動	署指揮統制車 1隊 消防車 3隊 救急車 4隊 救助工作車 1隊 ヘリコプター 1機	救急特別第1出動車両 + 消防車 3隊 救急車 6隊 救助工作車 1隊	救急特別第2出動車両 + 消防車 4隊 救急車 4隊 救助工作車 1隊

	救助特別第1出動		救助特別第2出動	
救助特別出動	署指揮統制車	1 隊	救助特別第1出動車両	
	消防車	5 隊	+	
	救急車	7 隊	署指揮統制車	2 隊
	救助工作車	2 隊	消防車	5 隊
	特命救助車	1 機	救急車	7 隊
	ヘリコプター	1 機	救助工作車	2 隊
			特命救助車	3 隊

※特命救助車

大型油圧救助器具を積載した消防車

(5) 消防団の活動

活動の基本

- ア 活動範囲は原則として、管轄区域を優先する。
- イ 受令機等を活用し、情報収集を行い、災害状況を把握し活動の基本とする。
- ウ 活動は、管轄署本部及び消防部隊等と連携を密にして行い、管轄署の指揮下に入る。

(6) 他都市消防機関等への応援要請

千葉県緊急消防援助隊受援計画・千葉県広域消防応援協定・東京湾消防相互応援協定等の応援計画に基づき、消防部長（消防局長）が他都市の応援を必要と認める場合は、直ちに本部長（市長）へ報告し応援要請を申請する。

- ア 千葉市・習志野市消防相互応援協定
- イ 千葉県広域消防相互応援協定
- ウ 東京湾消防相互応援協定
- エ 千葉海上保安部と千葉市との業務協定
- オ 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定
- カ 千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定
- キ ガス災害防止対策の業務に関する協定
- ク 航空機消防相互応援協定
- ケ 館山自動車道消防相互応援協定
- コ 消火薬剤の共同備蓄に関する協定

3 救助・救急計画 【消防局、病院局】

- (1) 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 市立病院は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

4 避難計画 【総務局（危機管理監）、各区、消防局、県警察】

- (1) 市は、発災時に県警察と連携し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要な応じて避難所を開設する。

5 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、本編第1章第6節「消防・救急救助活動等」及び第13節「生活救援対策」に定めるところによる。

第2節 危険物等災害対策計画

第1 基本的な考え方

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等が多数ある。

これらの施設については、関係法令等により保安監督者、保安責任者等施設の保安に関する責任者が定められ、自主防災体制強化が図られているが、突発性の事故等による火災、爆発、発散、漏えい等から甚大な被害を生じるおそれがある。

また、毒劇物についても保有施設等からの流出等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれがあるため、これら危険物等について予防対策及び災害時における応急対策を定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。

※石油コンビナート等特別防災区域（資料4-4）

第2 予防計画

1 関係法令の遵守 【消防局、県、危険物・有毒物等取扱施設】

危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物の取り扱い及び取り締まりは、下記の法令により定められており、これを遵守する。

危険物	消防法、危険物の規制に関する政令
火薬類	火薬類取締法
高圧ガス	高圧ガス保安法
毒劇物	毒物及び劇物取締法

2 事業所における防災体制の整備 【消防局、危険物・有毒物等取扱施設】

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備し、下記の事項についてあらかじめ定め災害予防に万全を期する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成及び各班の業務分担を明確にする。

(2) 通報体制の確立

緊急時の通報体制を事前に定めるとともに、被害状況を迅速かつ正確に把握し、防災関係機関等への通報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害の予防・鎮圧等のため、関係事業所間で防災要員及び防災資機材等の相互応援体制を

確立する。

(5) 保安教育の実施

施設関係者に対し、定期的に保安教育を行い、取り扱う危険物等に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(6) 防災訓練の実施

事業所と防災機関等が一体となり、総合的な訓練を実施し、防災関係技術の向上を図る。

(7) 防災資機材の整備

ア 防災資機材及び設備を定期的に点検し、維持管理に努める。

イ 大規模災害を想定し、事業所外部から資機材等を調達する体制を整備する。

3 消防局等防災関係機関における事前の防災対策 【保健福祉局、病院局、消防局】

防災関係機関は、災害発生時に円滑な活動を行うため下記事項について、事前対策を定めておく。

(1) 危険物施設等の把握と防災計画の策定

危険物施設等の実態把握と取り扱う危険物等の性質を把握するとともに、消防庁と結ばれている「危険物災害等情報支援システム」等を活用し、法に基づく防災計画を策定する。

※危険物災害等情報支援システム

消火が困難な物質、人体に有毒な物質等その取扱いを誤ると危険な化学物質に係る災害が発生した際に、災害現場に消防活動上必要な情報を迅速かつ効果的に提供することのできるシステム

(2) 監督指導の強化

ア 危険物施設に対する立入検査等の実施

(ア) 消防法に基づいて立入検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認する。

(イ) 危険物施設からの災害を未然に防止するため、計画的に立入検査を実施する。

イ 危険物施設を有する事業所等に対し、事故防止等に関する安全化指導

危険物施設の点検を含めた防火管理体制や事故防止等に関し、積極的に事業所等の安全化について指導を実施する。

ウ 毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、毒物・劇物の流出によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに保健所又警察署、消防署に届け出るよう徹底させる。

(3) 消防体制の強化

ア 消防法が定める危険物施設の実態把握

災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる施設等について、消防法に基づき、適時立入検査を実施する。

イ 警防計画の策定

消防活動を効率的に実施するため、事前計画に基づき警防計画を策定する。

(4) 防災教育の実施

ア 危険物施設等の管理者に対し、事故発生時における対応計画を策定指導する。

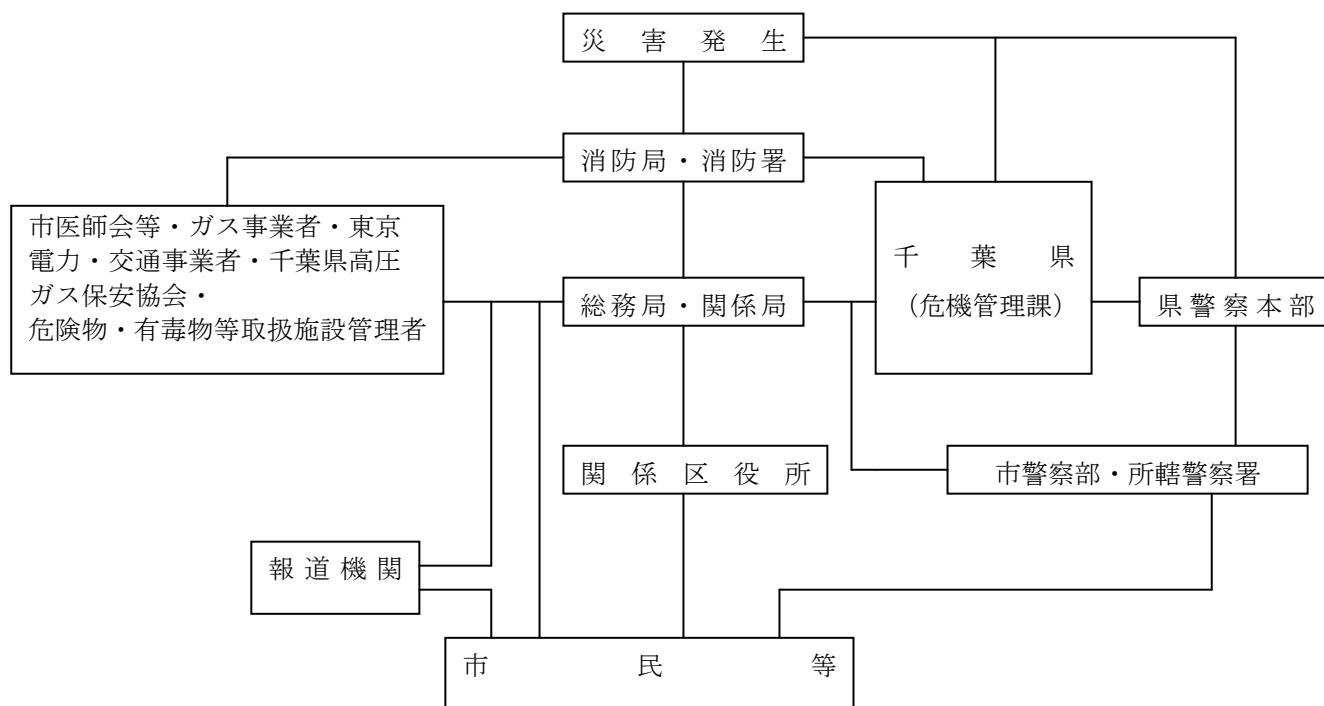
イ 危険物施設等の管理者に対し、事故発生時における付近住民等に与える影響等を把握するための研究に着手するよう指導する。

第3 応急対策計画

- 1 情報の収集・伝達 【総務局（危機管理監）、消防局、各区、警察署
 ※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設局も含む
 ※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市局も含む】

危険物等災害時における情報連絡系統の原則

本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は次のとおりである。



2 施設責任者及び各関係機関が行う応急対策

- 【保健福祉局、環境局、消防局、病院局、海上保安部、警察署、危険物・有毒物等取扱施設責任者、JR貨物、※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設局も含む、※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市局も含む】

(1) 高圧ガス（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 緊急通報
高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
- (2) 災害対策本部等の設置
高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
- (3) 応急措置の実施
防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
- (4) 防災資機材の調達
防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。
- (5) 被害の拡大防止措置
可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

— 応急対策（消防局及び警察） —

- (1) 緊急通報
通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
- (2) 応急措置の実施
防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
- (3) 防災資機材の調達
ア 消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。
イ 消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
- (4) 被害の拡大防止措置及び避難
ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
イ 市は、必要に応じ避難の勧告・指示を行う。
- (5) 原因の究明
消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

(2) 石油類等危険物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

災害発生と同時に、次の措置をとる。

- (1) 通報体制
ア 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。
- (2) 初期活動
責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。
- (3) 避難
責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

—応急対策（市関係機関）—

災害の規模、態様に応じ、県及び市の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

- (1) 災害情報の情報収集及び報告
消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を適切に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の通報を行い、被害状況に応じて逐次中間報告を行う。
- (2) 救急医療
当該事業所、消防局、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。
- (3) 消防活動
消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。
- (4) 避難
市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。
- (5) 交通対策
道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。
- (6) 原因の究明
消防機関は、災害の発生原因の究明に当たる。

(3) 火薬類（保管施設）

—応急対策（施設の責任者）—

- (1) 緊急通報
火薬類施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。
- (2) 災害対策本部等の設置
火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
- (3) 応急措置の実施
防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置に講ずる。

—応急対策（市関係機関）—

- (1) 緊急通報
通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。
- (2) 応急措置の実施
防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大防止措置及び避難
ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
イ 市は、必要に応じ避難の勧告・指示を行う。
- (4) 原因の究明
消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

(4) 毒物・劇物（保管施設）

— 応急対策（施設の責任者） —

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

— 応急対策（市関係機関） —

- (1) 緊急通報
消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。
- (2) 被害の拡大防止
消防局は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。
- (3) 救急医療
消防局等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (4) 水源汚染防止
環境局、保健福祉局は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。
- (5) 避難
市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 中毒防止方法の広報活動を実施する。
- (2) 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。
- (3) その他危険物保管施設の応急対策計画に準ずる。

(5) 危険物等輸送車両等

— 応急対策（消防局） —

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

— 応急対策（警察署） —

- (1) 警察署は、輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

— 応急対策（JR貨物） —

- (1) 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。

— 応急対策（海上保安部） —

関係事業所の管理者及び船主、代理店などに対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう命令若しくは勧告を行う。

- (1) 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策
- (3) 港内における危険物搭載船舶には、移動命令又は航行の制限若しくは禁止

3 環境保全対策 【環境局】

(1) 大気の保全

危険物等災害では、各方面に多大な被害を与えるが、市民生活を支える環境面においても大きな影響を及ぼすことが想定される。

このため、事故発生後、速やかに大気環境汚染物質の実態調査を実施し、環境影響を把握するとともに、必要により、事故発生事業者及び市民への環境情報提供、二次災害発生防止に努める。

- ・発生事業所の実態調査（二次災害の防止）
- ・大気環境汚染物質の実態調査
- ・悪臭調査
- ・有害化学物質の実態調査

(2) 水質の検査

危険物等災害では、各方面に多大な被害を与えるが、市民生活を支える環境面においても大きな影響を与えることが想定される。

このため、事故後水質等の環境汚染実態調査を実施し、二次災害の発生防止に努めるとともに汚染物質の除去等について、適正な改善がされたことの状況確認を行う。

- ・発生事業所の緊急実態調査（二次災害の防止）
- ・河川等の公共用水域の水質調査（健康項目・生活環境項目）
- ・地下水水質調査（健康項目）

第3節 海上災害対策計画

【総務局、財政局、保健福祉局、環境局、都市局、建設局、消防局、病院局、中央区、美浜区、千葉海上保安部、千葉運輸支局、関東地方整備局千葉港湾事務所、千葉市警察部、水上警察隊、県千葉港湾事務所、東京湾排出油等防除協議会、千葉管内排出油等防除協議会、海上保安協会千葉支部、千葉港運協会、東京湾海難防止協会、関東海事広報協会千葉支部】

第1 基本的な考え方 【総務局（危機管理監）】

1 策定の方針

特定重要港湾である千葉港を市域の南西部に抱える本市周辺の海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある事態並びに船舶の衝突等によって大量の油・危険物等が流出し、船舶乗込み者及び影響を受ける市民等の保護並びに環境保全対策を必要とした場合の本市の体制を策定する。なお、千葉港の整備は、港湾管理者である千葉県（千葉港湾事務所及び葛南港湾事務所）との連携が求められる。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

※石油コンビナート等特別防災区域（資料 4-4）

2 港湾の現況

産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約130kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。

本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定され、現在本港の主要産業が東京湾内の産業に占める割合は、石油化学製品（エチレン）生産能力の約70%、石油精製能力の45%、ガス販売量の約40%、粗鋼生産量の約25%と、千葉県はもとより全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

近年は、工業港としての機能に加え、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取扱いが始まるなど、流通港湾としての役割も大きくなっており、地域経済や市民生活はもとより、我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港としても重要な役割を果たしている。

貨物取扱量は全国第2位（1億6,514万トン、平成20年）、貿易額は全国第8位（6兆8,521億円、同）となっている。

また、千葉港は、人工海浜6箇所（約6.5km）や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの市民に利用されている。

管理機関は、千葉県千葉港湾事務所と千葉県葛南港湾事務所である。

千葉港の概要

公共主要施設	対象船舶	港格	備考
・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m（91バース） ・物揚場等 総延長6,512m ・ガントリークレーン2基	300～30,000 重量トン※	特定重要港湾※	・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港

※注 重量トン：ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。
 重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。
 特定重要港湾：重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。

第2 予防計画

1 安全航行の啓発 【海上保安協会千葉県支部、東京湾海難防止協会】

海上保安協会千葉支部は、海難防止、海上交通安全、海洋環境保全等の講習会における安全航行の強化・指導を推進する。

また、東京湾海難防止協会千葉支部は、千葉地域連絡会において、安全航行の強化を図る。

2 連携協力体制の強化（発災時を想定した関係機関との協定締結の推進）【消防局、千葉海上保安部】

海上災害への対応は、海上保安部並びに港湾管理者である千葉県が主体となって実施するものであるが、本市においても、当該機関と連携協力し「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2」による、海上保安庁長官からの防除措置要請があった場合等に備え、必要に応じた体制の整備を図る。

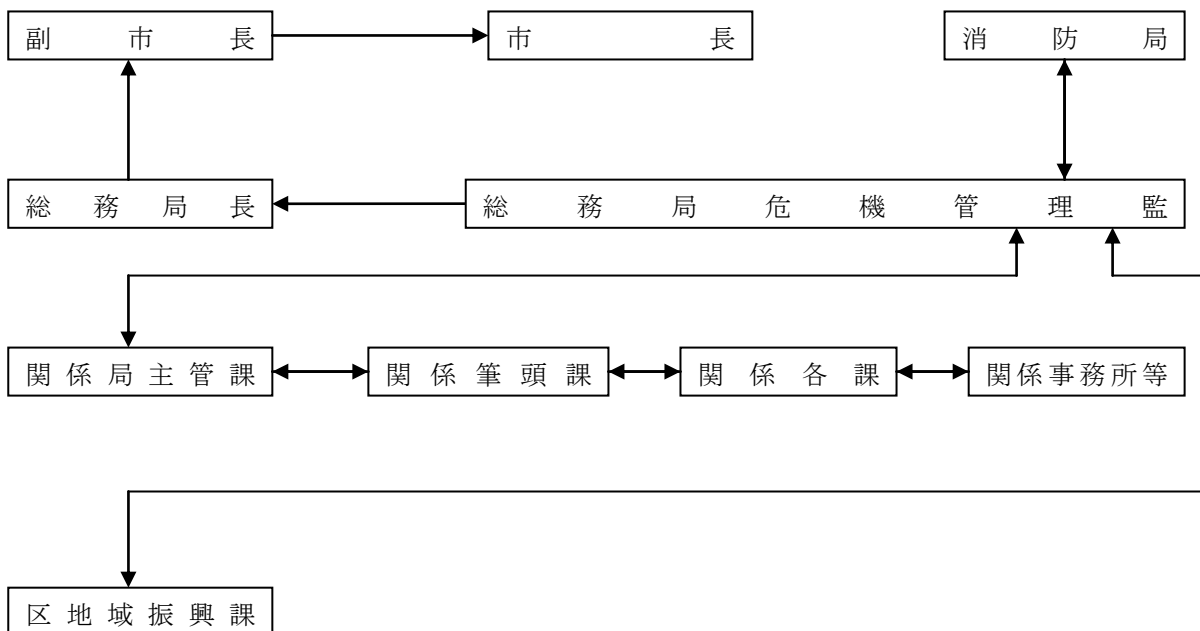
消防局は、消防組織法第39条の規定に基づき他の市町村あるいは防災関係機関との間に消防応援協定を締結し、連携協力体制の強化を図る。

【消防局】	東京湾消防相互応援協定	平成2年 5月29日締結
	千葉海上保安部と千葉市との業務協定	昭和46年8月18日締結

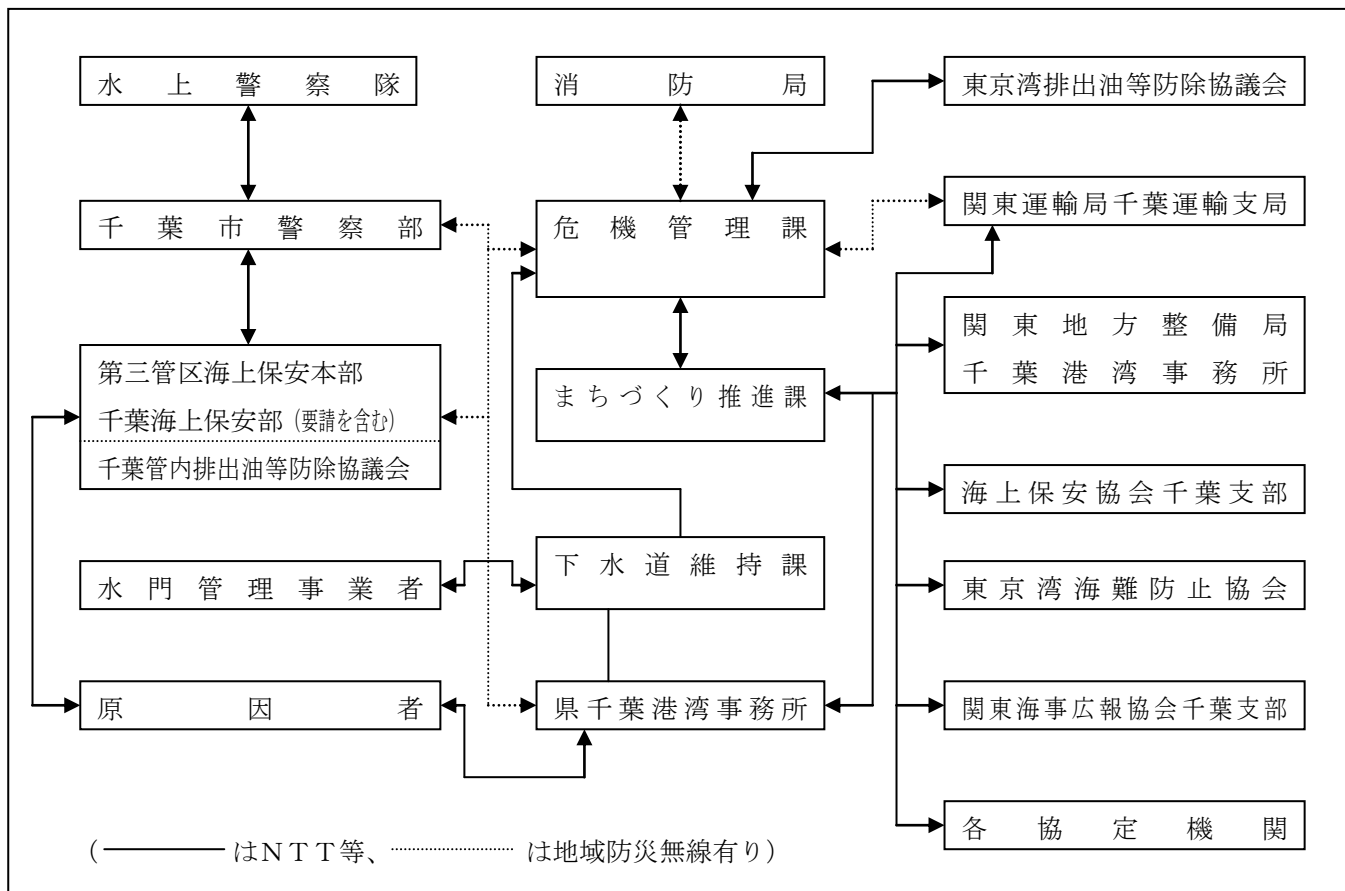
3 情報連絡体制の整備 【総務局（危機管理監）、関係局区等、港湾関係機関】

海上災害に係る情報連絡体制は本編第1章及び第2章第2節第1「情報連絡体制」に基づくほか、次の（1）庁内連絡体制と原因者を含めた（2）関係機関連絡体制の2系統としたうえで、情報は総務局（危機管理監）で一元化し集約するよう整備する。

(1) 庁内連絡体制



(2) 関係機関連絡体制



4 消防体制の整備 【消防局】

消防局は、本編第1章及び第2章第6節第1「消防活動」に記載するもののほか、海上災害の特殊性を考慮し次の体制を整備する。

- (1) 港湾区域内における災害対応を実施するため、消防艇等の整備を図る。
- (2) 千葉県油防除作業手順マニュアルに基づいたオイルフェンスの展張並びに、消防艇での活動を始め関係機関との連携に基づいた円滑な活動ができるよう訓練を実施するとともに活動体制を整備する。

5 水門管理体制等の整備 【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

本市では次表の水門を県千葉港湾事務所より受託管理しているが、海上での危険物等搭載船舶の事故発生による後背地への影響は、甚大なる災害発生の可能性が危惧されている。

よって、建設局は水門の監視並びに操作等について、次の十分な体制を整備する。

- (1) 潮位等情報の収集
 - 各水門において、気象条件による潮位等のデータの把握に努め、災害時における影響を及ぼす区域の拡張予測に成果を発揮できるよう体制を整備する。
- (2) 水門の操作等
 - ア 水門の操作については、油等が内水に流入するおそれのある場合に指示するが平常時には点検、巡視など有事の際にその機能が十分に発揮できるよう万全を期す。
 - イ 水門については、点検と緊急時の警戒、操作について、職員の動員計画等を作成し、県との連携を密にした情報伝達が可能となるよう即応体制の整備を図る。
- (3) 水門の所在地

	施設名称	所在地
1	草野水門・排水機場	美浜区高浜
2	中央4号水門・排水機場	中央区中央港
3	寒川水門・排水機場	中央区寒川町
4	蘇我水門・排水機場	中央区蘇我町
5	浜野水門・排水機場	中央区塩田町

※千葉県管理の海岸・河川にある排水機場・水門・^{こうもん}閘門一覧（資料2-18）

6 港湾情報の把握 【総務局（危機管理監）、都市局（まちづくり推進課）、消防局、関係局等】

日頃から、港湾関係団体等に積極的に参画し、千葉港の海上交通の状況やその他港湾情報の把握等に努める。

7 資機材等の整備（運搬車両、救命具、オイルフェンス、吸着マット等）【財政局、建設局、消防局】

海上災害に対応する資機材は特殊性があるため、次のとおり整備する。

- (1) 資機材の備蓄
 - 消防局は、油流出事故等における千葉県と特定事業所との資機材の相互応援締結並びに関係機関

との連携・協定の締結により、確保された各資機材等を分散し保管する。

(2) 使用後の処理

消防局は、使用した資機材等の廃棄等について、あらかじめ関係する機関及び庁内において申し合わせ計画等を策定する。

※油流出事故等対策用資機材の現況（資料 3-16）

第3 応急対策計画

1 初動活動体制 【総務局、各区、消防局、都市局、建設局、財政局、環境局】

海上災害が発生した場合又は発生するおそれのあることを覚知したときは、各所管は関係機関等からの情報を情報収集（本節第2「3 情報連絡体制の整備」参照）に努めるとともに、以下の主な項目を基準とした初動体制をとる。

総務局	各情報の集約・伝達並びに災害警戒本部設置の検討
区役所	区本部設置の検討
消防局	消防応急活動の全てにおける点検確認
都市局	資機材の確認並びに公園・海水浴場利用者の状況確認 港湾関係機関からの情報収集
建設局	潮位等の情報並びに水門管理状況の確認
財政局	資機材運搬車両の確認
環境局	大気汚染等被害予測の検討
その他	関係事務所・施設での状況確認

2 情報の収集・伝達 【都市局、環境局、各区、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、港湾関係機関】

各部は、本節第2「3 情報連絡体制の整備」に基づく情報連絡体制を活用し、迅速かつ的確な情報収集に努めるが、特に重要な事項を次に掲げる。

(1) 都市部（都市局）

ア 都市部都市班（都市局都市部）は、千葉海上保安部や千葉県千葉港湾事務所を初めとした港湾関係機関との連絡体制に基づき情報収集活動を行う。

イ 「いなげの浜」等多くの市民が利用する施設について、都市部公園緑地班（都市局公園緑地部）は、美浜公園緑地事務所のパトロールを中心として収集した情報を集約するとともに、状況によって、海水・海岸線の汚染状況並びに大気汚染状況については、環境部環境保全班（環境局環境保全部）に調査を依頼する等、的確な状況の把握に努め利用者の安全確保を図る。

ウ 海上並びに海岸沿岸部等に異常が発見され、利用者に危険の及ぶことが予測されるときは、公園内の来訪者に退去を促すアナウンスを繰り返し行うとともに、特に海水浴等海の利用者には、海水浴の禁止措置をとる。

また、園内パトロール中に園内に残っている来園者を発見した場合は、速やかに退去するよう誘導する。

(2) 区本部（区）

ア 区本部（区）は、災害が発生したときは、あらかじめ定められた分担、通信手段、連絡責任者、連絡系統に基づく活動並びに市災害対策本部（警戒本部設置時を含む）に区職員を派遣し、迅速かつ円滑な情報収集・伝達活動を行う。

イ 区本部（区）は、海面監視やパトロール等区情報班からの報告をはじめ、区民からの通報等情報の収集・整理に努め、実態を把握し適時市本部等に報告する。

また、災害の規模・態様により必要があると認められる場合並びに、流出油等危険物の爆発、引火又は気化による毒性等危険物や人体への影響があると市警戒本部長（総務局長）並びに市（区）災害対策本部長が判断した場合は、市民に迅速かつ的確な情報提供を行う。

ウ 災害発生後、直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおり。

- (ア) 人的被害（海岸への漂着者等含む）
- (イ) 物的被害（海岸への漂着物等）
- (ウ) 活動状況（関係機関の活動状況含む）
- (エ) 動向予測（被害の拡大方向）

3 消防・救助並びに油等拡散防除活動 【消防局、千葉海上保安部】

(1) 消防部（消防局）は、千葉海上保安部等との業務協定に基づき、それぞれの関係機関と密に連携し、消防活動を実施する。

なお、ヘリコプターTV電送システム等を活用して、上空から災害状況を把握するとともに、海上上部隊に情報提供を実施し、必要に応じて空中消火活動並びに吸着マットを使用して、上空からの拡散防除活動を実施する。

(2) 消防部（消防局）は、千葉海上保安部との業務協定及び東京湾消防相互応援協定に基づき、それぞれの関係機関と密接に連携し、消防活動を実施する。

なお、ヘリコプターTV電送システム等を活用して、上空から災害状況を把握するとともに、海上上部隊に情報提供を実施し、必要に応じてヘリコプターによる救助活動を行う。

4 千葉海上保安部の活動 【千葉海上保安部、千葉管内排出油等防除協議会】

海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇等によりその捜索救助を行う。また、海上火災、船舶火災が発生したときは、速やかに巡視艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて市に協力を要請する。

海上に大量の油等が流出したときは、巡視艇等により、その状況を把握し、防除作業に必要な事項について指導を行うとともに、必要な場合には、自ら防除を行うほか、関係行政機関に防除措置の要請を行う。

また、必要な場合には、千葉管内排出油等防除協議会の会員に防除活動のための情報提供をするとともに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

さらに、原油、LPG等の危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

5 港湾管理者の活動 【県千葉港湾事務所】

県の管理する港湾区域内における海上事故の処理については、原因者が行うことを原則とするが、原因者が不明の場合等早急の措置を必要とした場合、県千葉港湾事務所長は、千葉海上保安部長、県水産課長、県水質保全課長、県港湾課長等と協議し、その処理をする。

処理の決定後、防災給水船（若葉）の出動による処理活動のほか、流出油等の回収等について協定を締結している事業者回収並びに拡散防止等の作業を委託し、処理活動を実施する。

6 油等漂着物の回収及び処理活動 【環境局】

(1) 活動体制

油等漂着物については原因者が責任をもって回収及び処理を行うことを基本とし、資源循環班（環境局資源循環部）は、原因者の求めに応じて漂着物の廃棄処分に関する情報提供を行うとともに、適正な処理が行われるよう指導する。

原因者が特定できないなどやむを得ない場合は、次の全庁体制で回収作業を行う。

ア 総務局危機管理監は、被害状況に応じて、庁内・区並びに関係各機関の協力を得て、漂着物の回収及び処理活動要員の体制を整えるとともに、備蓄資機材を適正に配備する。

イ 都市部公園緑地班（都市局公園緑地部）は、美浜公園緑地事務所の備蓄分を含め、漂着物の回収に必要な資機材に不足が生じた場合は、活動に要する資機材の調達について速やかに総務局危機管理監と協議する。

ウ 区本部は、本部との連携を図り活動拠点を開設するとともに、職員の配備体制を整える。

また、区民参加やボランティア等活動要員の役割分担や連絡調整を行い、効果的な活動促進に努める。

(2) 回収活動

ア 施設管理者は、資源循環班（環境局資源循環部）と協議して漂着物の一時保管場所を設置するとともに、関係機関の協力を得て漂着物を回収する。

イ 施設管理者は、回収した漂着物のうち生活環境の保全及び公衆衛生の観点から、早急に処分しなければならない物については、関係者（機関）と協議のうえ資源循環班（環境局資源循環部）へ引き渡す。

また、一時保管した漂着物で権利者への引き渡しが可能なものについては、速やかに引き渡すこととする。

(3) 処理・処分

ア 資源循環班（環境局資源循環部）は、施設管理者から引き渡しを受けた、早急な処分を必要とする漂着物については関係者（機関）と協議のもとに、資源化が可能なものについては極力資源化し、廃棄物となるものについては適正に処分する。

イ 資源循環班（環境局資源循環部）は、アに記載するほか廃棄物の処分については、必要に応じて廃棄物関連団体や他の自治体に協力を依頼する。

7 広報活動 【総務局（危機管理監）】

- (1) 総務局危機管理監は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV等による広報活動を行う。
- (2) 防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報活動を行う。

8 環境汚染対策 【環境局】

海上災害の発生は各方面に多大な被害を与え、市民生活を支える環境面においても大きな影響を及ぼすことが想定されるため、環境部環境保全部（環境局環境保全部）は、事故発生後、速やかに水質並びに大気環境汚染物質や悪臭の実態調査を実施し、環境影響を把握するとともに、必要により、事故発生事業者及び市民への環境情報提供、二次災害の発生防止に努める。

また、汚染物質の除去等について適正な改善がなされたことの状況確認を行う。

9 油回収作業実施者等の健康対策指導 【保健福祉局、病院局】

保健福祉部健康班（保健福祉局健康部）は、健康対策として油等回収作業従事者等の健康状態を把握するとともに沿岸住民の健康状態の悪化を防止するため医師・保健師等からなる巡回救助班を編成し健康相談を実施する。

10 損害賠償請求等

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、市が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油等流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、市が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

第4節 航空機災害対策計画

第1 基本的な考え方 【総務局（危機管理監）】

本市の比較的近くには、成田空港や羽田空港があり、市域上空はその航空路の一部となっている。航空機は大量の引火性燃料を搭載しており、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、広域にわたる多数市民を巻きこんだ被害の発生が予想される。

そこで、被害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため防災関係機関の実施する各種の応急対策計画、さらに平常時における機関相互の連絡協力体制等の整備に関する予防計画について定める。

なお、海上における航空機災害の場合は、第3節「海上災害対策計画」に準ずる。

第2 予防計画

1 情報収集・伝達体制等の整備 【総務局（危機管理監）、消防局】

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・伝達体制を整備するとともに、相互の協力、応援体制の整備に努める。

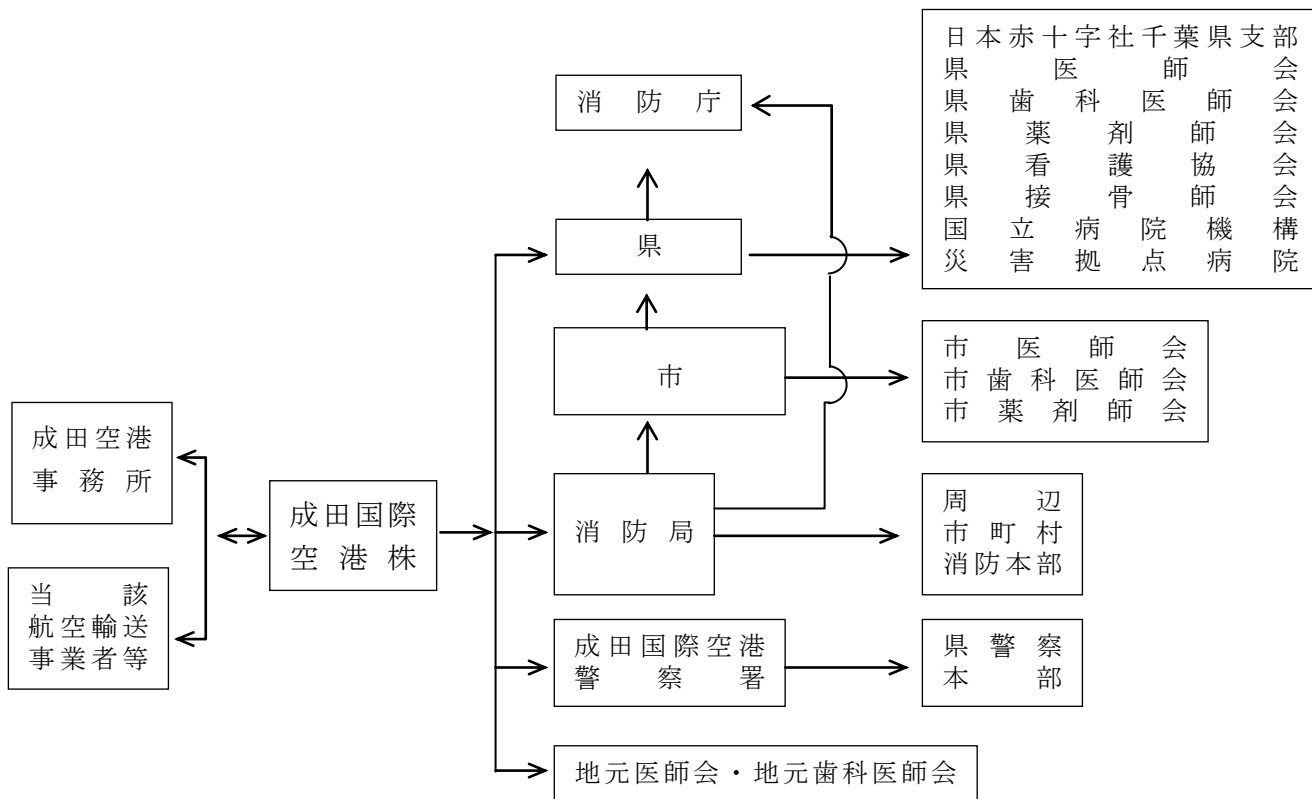
2 消火、救助、救急に係る資機材等の整備及び備蓄 【消防局】

消防局は、航空機災害の発災時に必要な資機材（特殊資機材）の整備及び備蓄を図る。

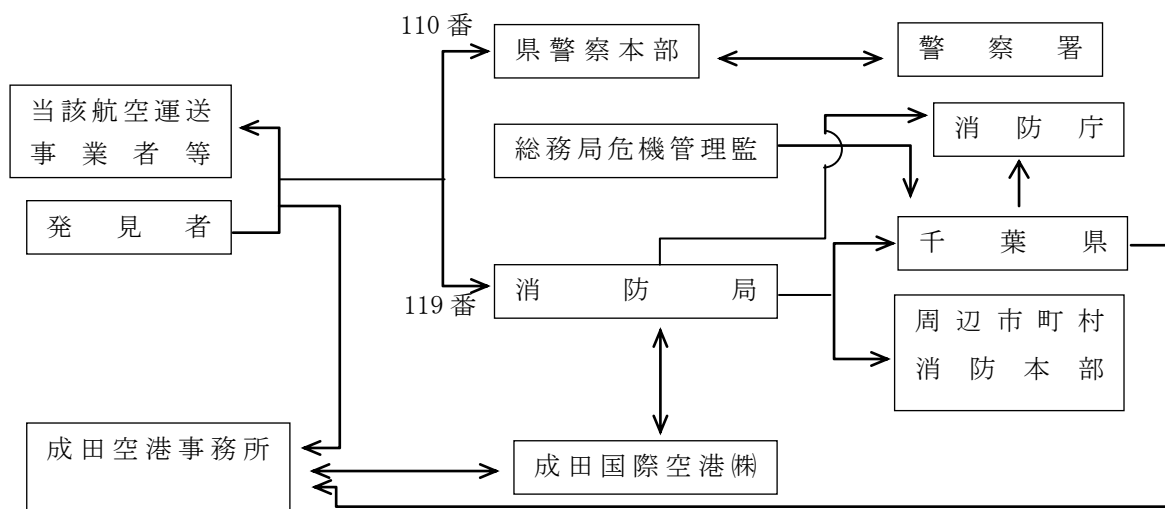
第3 応急対策計画

1 情報収集・伝達体制 【総務局（危機管理監）、消防局、千葉県警察東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株、航空運送事業者】

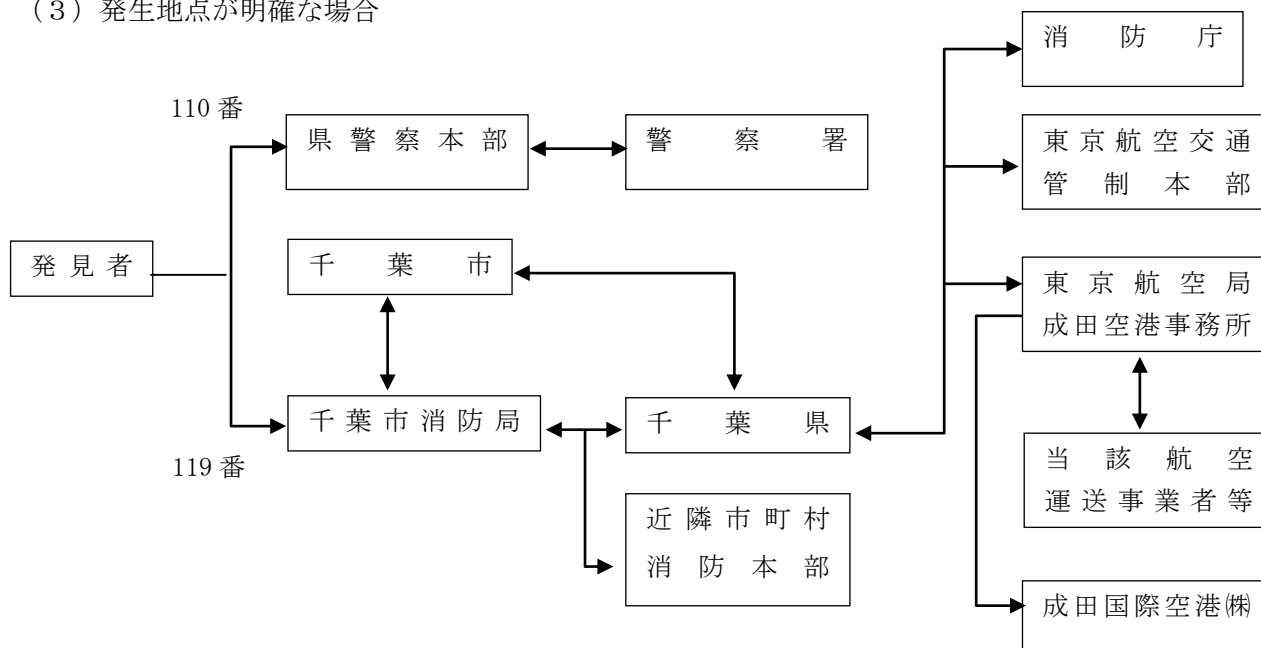
(1) 成田国際空港区域内の場合



(2) 成田国際空港区域周辺の場合



(3) 発生地点が明確な場合



2 消防活動 【消防局】

- (1) 消防局は、化学消防車両等の消防部隊を重点においた出動体制をとる。
- (2) 二次災害危険の可能性がある場合は消防法に基づく「火災警戒区域」及び「消防警戒区域」を早期に設定し、災害の推移に基づき逐次警戒区域の拡大又は縮小を実施する。
- (3) 化学車両等を有効活用し、早期に火災の沈静化を図る一方、災害の規模等が大きく、本市の消防力だけでは対処できないと思われる場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び東京湾消防相互応援協定等に基づく応援要請により、消防隊の確保を図る。

3 救出・救護活動 【保健福祉局、病院局、消防局、消防団】

(1) 活動体制

航空機の墜落、不時着、器物落下など災害態様に応じた救助活動体制の早期確立を図る。

(2) 活動要領

航空機が市街地へ墜落した場合は、広範囲で大規模な災害となることから、被害の拡大防止を図るため効率的な部隊運用に努めるほか、次による。

ア 延焼防止の確認及び救助実態の把握

延焼範囲及び救助実態を確実に把握し、救助活動を効果的かつ迅速・的確に実施する。

イ 救助区域の分担

広範囲或いは数か所に点在している現場を分割して担当することにより、効率的に救助活動を実施する。

ウ 救助活動及び援護体制の確保

墜落等による機体の炎上に対応するため援護体制を確保し、迅速な救護活動を実施する。

エ 消防団員等の活用

現場周辺の負傷者の救護及び担架隊による救護所への搬送を行う。

オ 関係者の活用

航空機に関するあらゆる情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。

4 救急・搬送 【保健福祉局、病院局、消防局、消防団、各区】

- (1) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者を最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。
- (2) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。
- (3) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

5 死体の収容 【保健福祉局、病院局、各区】

県地域防災計画公共交通等事故編の定めるところにより、原則として市が一時保存所、検案場所を設置し死体の収容を行う。

6 防疫 【保健福祉局、病院局】

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、本編第1章第10節及び第2章第10節「医療救護」と第1章第16節第5及び第2章第16節第5「防疫・保健衛生」に定めるところにより、応急対策を講じる。

第5節 鉄軌道災害対策計画

第1 基本的な考え方

本市内を通る鉄軌道網は、J R総武本線、京葉線、内房線、外房線、京成電鉄、千葉都市モノレール、京葉臨海鉄道で構成され、これらの鉄軌道は県都さらには首都圏の業務核都市としての本市の通勤、通学、貨物の大量な輸送需要に役立っている。

そこで、鉄軌道において衝突や火災等の事故が発生した場合には、多数の死傷者の発生や都市交通の混乱が予想されるため、鉄軌道事業者及び行政のとるべき予防計画、応急対策計画について定める。

第2 予防計画

1 事業者による予防計画 【J R東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

鉄軌道事業者に対しては、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められている。このため鉄軌道事業者は、車両や踏切施設をはじめとする各種保安施設等に関連する旅客輸送等の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2 行政による予防対策 【建設局】

本市及び各鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路管理者としての市は、次の対策を推進する。

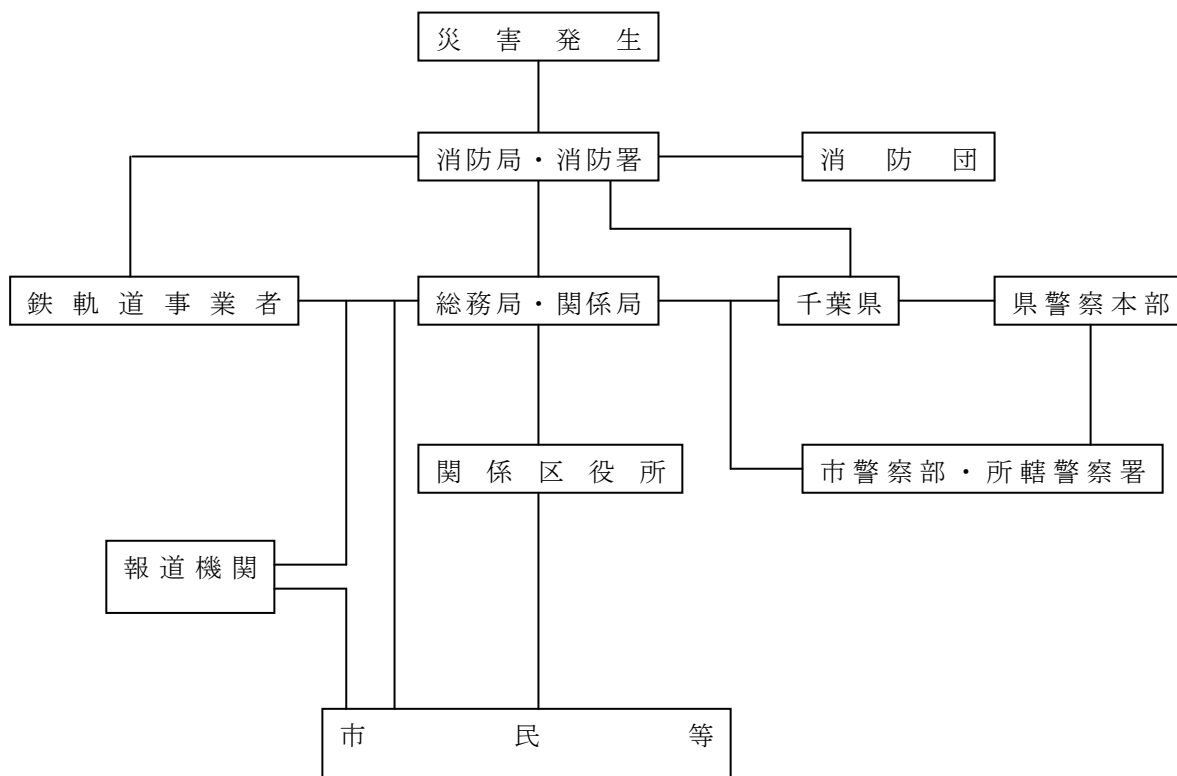
- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良
- (2) 近接道路事業に伴う交通規制、又は踏切の除去等の実施
- (3) 橋梁点検、震災点検等に伴う橋梁・トンネル補修等の実施

第3 応急対策計画

1 情報収集・伝達体制等 【総務局(危機管理監)、都市局、各区、消防局、警察署、J R東日本(株)京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

(1) 情報収集・伝達体制

鉄軌道災害発生時の本市及び防災関係機関等との情報連絡系統は、次のとおりである。



(2) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災しない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

イ 市及び県は、被災の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

ウ 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

2 消防活動 【消防局、JR東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

(1) 鉄軌道事業者による初期消火活動

鉄軌道事業者は事故災害の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施機関に要請する。

(2) 消防局による消火活動

災害出動計画表に基づき、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

3 救急・救助活動

【消防局、JR東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)、警察レスキュー】

(1) 事業者による救急・救助活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助と救援活動を行うとともに、必要に応じて当該活動を実施機関に要請する。

(2) 消防局による救急・救助活動

ア 人命検索・救助

(ア) 活動体制

鉄軌道機関の種別、発生場所及び災害態様に応じた活動体制を確保する。

(イ) 活動要領

災害態様により、資機材、活動車両を選定し、効果的な救助活動を行うほか次による。

a 特殊車両の活用

高架線上あるいは高架上駅舎での災害は、特殊車両を活用することにより、救助活動を迅速・安全に実施する。

b 消防団員等の活用

現場周辺の負傷者等の救護及び担架隊による救護所への搬送を行う。

c 関係者の活用

鉄道に関するあらゆる情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。

イ 救急、搬送

(ア) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者を最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。

(イ) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。

(ウ) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

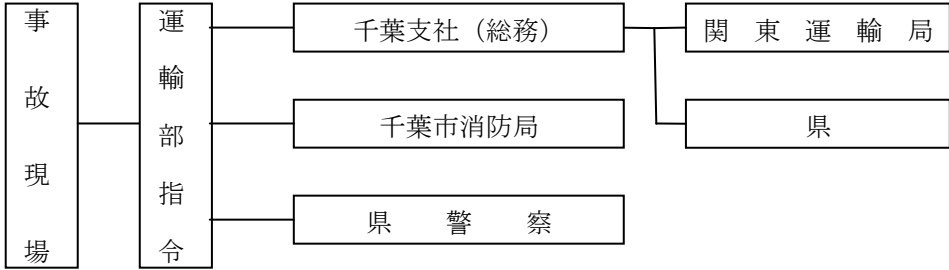
4 避難計画

(1) 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

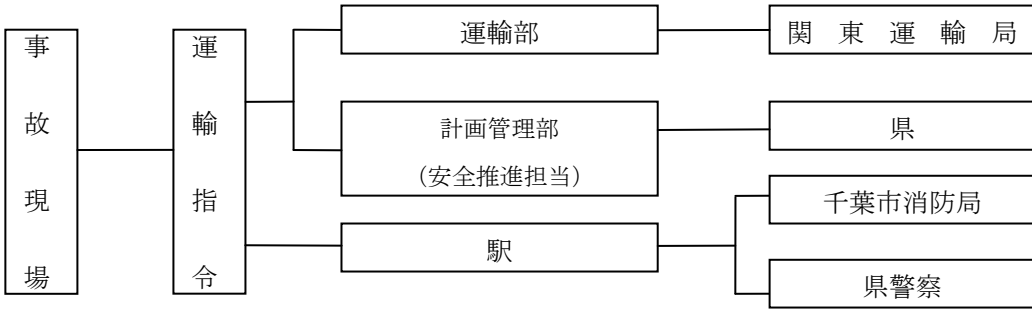
(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 市等は、必要な応じて避難所を開設する。

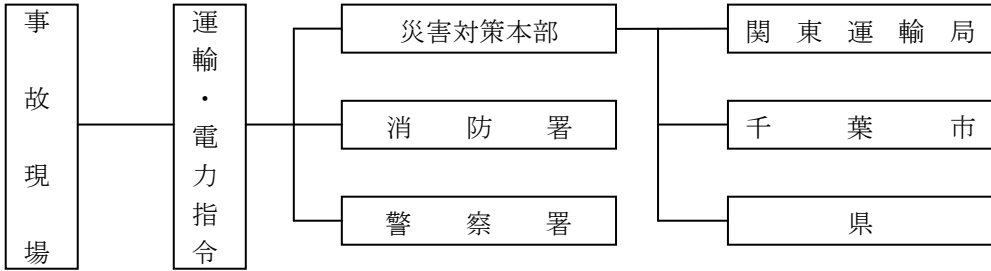
5 事業者の応急・復旧対策 【JR東日本(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】

事業者	概 要
JR東日本(株)千葉支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救護</p> <p>千葉鉄道検診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規定」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務)] B --- D[千葉市消防局] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

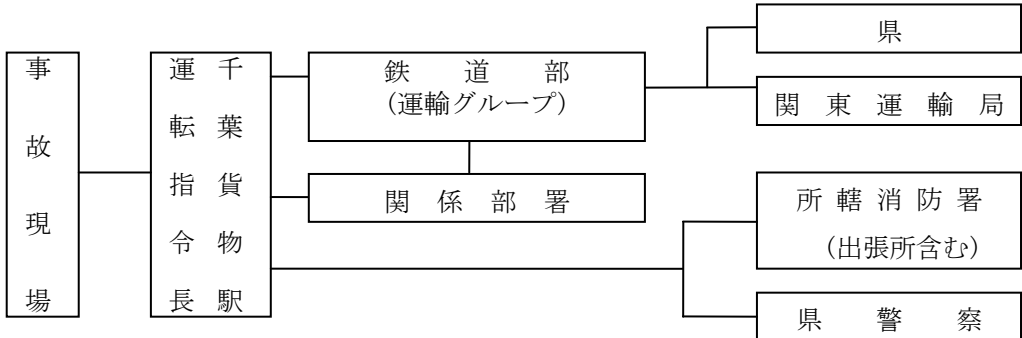
- ア 防災担当課 運輸部指令
- イ 防災無線電話 [県] 640-712
- ウ 防災無線FAX 640-722
- エ 電話 043-225-9857
- オ FAX 043-225-4886
- カ 地域防災無線 951

事業者	概要
京成電鉄株	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。</p> <p>(1) 被害状況等の調査報告</p> <p>ア 利用者の被害状況の把握</p> <p>イ 施設・設備等の被害及び復旧状況</p> <p>ウ その他災害に関する情報</p> <p>(2) 救護活動</p> <p>事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。</p> <p>(3) 広報活動の実施</p> <p>列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。</p> <p>(4) 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>(5) 大規模事故発生時の動員体制</p> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。</p>

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ア 防災担当課 | 運輸指令室 |
| イ 防災無線電話（県） | 6 4 1 - 7 2 1 |
| ウ 防災無線FAX | 6 4 1 - 7 2 2 |
| エ 電話 | 0 3 - 3 6 0 7 - 1 1 4 3 |
| オ FAX | 0 3 - 3 6 0 7 - 1 1 9 8 |
| カ 地域防災無線 | 9 6 1 |

事業者	概要
千葉都市モノレール(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係社員は状況を的確に判断して以下の応急処置等の対策を講じることで、乗客等の安全確保、早期復旧に努める。</p> <p>(1) 乗客の安全誘導</p> <p>当社は車両が懸垂式であるため、空中の駅間で車両が停止した場合に短時間で停止車両から乗客を解放すべく努める。</p> <p>①自力走行（故障車両）での最寄り駅への避難</p> <p>②救援列車を使用した救助</p> <p>ア 救援列車による牽引、救助</p> <p>イ 縦取り装置による救助</p> <p>ウ 横取り装置による救助</p> <p>③下取り装置による救助</p> <p>(2) 社員による軌道桁点検（地震の場合は全線）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置</p> <p>千葉県・千葉市等、関係機関及び災害現場との的確な情報交換、情報分析を行い、利用者等の安全確保、運行の早期復旧に向けた対応策を策定し実施に移すべく災害対策本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸・電力指令] B --- C[災害対策本部] B --- D[消防署] B --- E[警察署] C --- F[関東運輸局] C --- G[千葉市] C --- H[県] </pre>

- ア 防災担当課 運転課
- イ 電話 043-287-8210
- ウ FAX 043-252-7244
- エ 地域防災無線 963

事業者	概要
京葉臨海 鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概要について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講じるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道輸送グループ（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規定」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>

- ア 防災担当課 運輸グループ
- イ 電話 043-265-2530

第6節 道路災害対策計画

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第1 基本的な考え方 【総務局（危機管理監）】

トンネルの崩落、橋梁^{きょうりょう}の落下、斜面及び壁の崩落、落石等による道路構造物の被災及び危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出などの多数の負傷者が生ずる可能性のある道路災害について被害の軽減と拡大の防止を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】
道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。
また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。
各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに市民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

2 資機材の整備

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】

道路管理者は、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保存するとともに、施工業者等の災害復旧資機材の保存状況等を掌握しておく。

(1) 資機材の確保

防災用資機材を整備・確保し、復旧・消火活動等に備える。

(2) 車両の確保

緊急時に出動できる車両を整備・確保しておく。

3 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯 【輸送事業者】

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3 応急対策計画

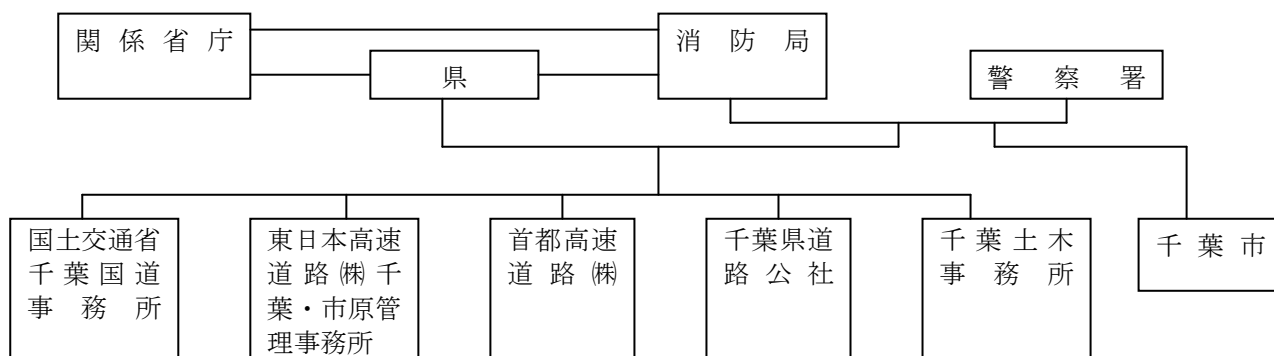
道路構造物の被災による多数の死傷者が発生した場合以下のように対処する。

1 情報の収集・伝達

【総務局（危機管理監）、建設局、各区、消防局、千葉土木事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、県警察本部及び警察署、千葉運輸支局、千葉県トラック協会、千葉県バス協会、千葉県道路公社、千葉国道事務所】

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防局及び国土交通省へ通報するとともに、被害軽減と拡大の防止を図るため、広域的応急対策を実施する県へ報告する。

また、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるため、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。



2 応急活動 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】

(1) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執る。

(2) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに市民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。 また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 消防活動 【消防局】

事故災害種別対策第1節第3-2「消防活動」に準ずる。

4 救急・救護活動 【消防局】

- (1) 傷病者の適切な選別（トリアージ）を行い、重傷者最優先とし、適切な応急処置を行い、適応した医療機関を選定し迅速かつ、安全に搬送する。
- (2) 医療機関及びその他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。
- (3) 消防局多数傷病者発生時対応計画に基づき対応する。

5 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施する。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車

両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進する。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

市及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、市民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

(5) 広報

市及び関係機関は、市民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第7節 放射性物質事故対策計画

第1 基本方針

本市には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核燃料物質使用事業所が存在している。

また、隣接した県には原子力事業所があるほか、核原料物質、核燃料物質の取扱いや原子力艦航行、核燃料物質等又は放射性同位元素等運搬時の通過も想定される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところであり、本市としても本計画を定めることとした。

これを受け、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しており、今後もそれらの動向を踏まえ、検討を進めていくものとする。

第2 放射性物質事故の想定

- 1 市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないが、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故への対応を想定する。
- 2 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- 3 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。
- 4 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3 放射性物質事故予防対策

1 市内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

3 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

本章第1節「応急活動体制」を参照

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

また、近隣関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

(3) 防護資機材等の整備

市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

4 緊急時被ばく医療体制の整備

市は、あらかじめ消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

5 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた避難行動要支援者を適切に退避誘導する体制の整備に努める。このため市は避難行動要支援者名簿を整備し、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、関係機関との情報共有を図る。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

6 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

市は、関係機関と連携し、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 市民に対する知識の普及

市は、関係機関と連携し放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

市は、関係機関と連携し、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

7 市内事業所における事故予防対策

(1) 核燃料物質使用事業所

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び市地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努める。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努める。

ウ 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行う。

エ 通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 市内の放射性同位元素等使用事業所

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第4 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行う。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等即報要領に基づき総務省消防庁に報告し、併せて文部科学省に連絡するとともに市や関係機関に通報し、必要に応じ対応策を協議するとしている。

(2) 被害情報の報告

市は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関

に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生防止を図る。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、県、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

市は、県が行う活動等に必要な協力を行う。

【県の緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査（該当部局）
- (2) 水質調査（ 〃 ）
- (3) 土壌調査（ 〃 ）
- (4) 農林水産物への影響調査（ 〃 ）
- (5) 食物の流通状況調査（ 〃 ）
- (6) 市場流通食品検査（ 〃 ）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（ 〃 ）
- (8) 工業製品調査（ 〃 ）
- (9) 廃棄物調査（ 〃 ）

(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

4 災害対策本部等の設置

市は、必要に応じて大規模事故等災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

また、本部長（市長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

5 防災関係機関との連携

市は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

6 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じる。

参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位:mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、県災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺市民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

7 緊急輸送

市は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

8 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ等により行う。
- (2) 市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、県と連携して、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 消防活動

市内の放射性物質取扱事業者は火災が発生した場合、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火・救出・救急活動を行う。

11 広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村からの要請について協議し、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は県へ他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、県からの支援を得る。

なお、他の被災都道府県から県を通して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県との調整を行い、広域避難者の受入れを行う。

(2) 広域避難者への支援

市は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅又は民間賃貸住宅の借上げ等により、滞在施設の提供に努める。

第5 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災市民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

市は、国の指示、指導または助言等に基づき、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

市は、国の指示、指導または助言等に基づき、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。